

*******次世代育成支援対策推進法「一般事業主行動計画」*******

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定し推進します。

1. 計画期間

平成26年7月1日から平成30年3月31日までの3年8ヶ月間

2. 行動計画策定指針の事項

(1) 「子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備」

目標 ①妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備する

<対策>

- ・平成27年6月までに妊娠中の女性労働者に対して、企業が配慮すべき母性健康管理の制度についてパンフレットを作成し、従業員に配布し、制度の周知を図る。

目標 ②出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の導入

<対策>

- ・平成27年6月までに出産や子育てを理由に退職した従業員を再雇用する制度を導入する

(2) 「働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」

目標 ③計画期間の最終年度までに、年次有給休暇の消化率を50%にする

<対策>

- ・ 労使一体で計画年休を推進する (26年度～29年度)
- ・ 各種会議、オルグ等において継続的な啓蒙活動を行う (26年度～29年度)
- ・ 年次有給休暇取得状況の把握・分析 (26年度～29年度)
- ・ 年次有給休暇取得状況の現場責任者への情報提供 (26年度～29年度)
- ・ 好事例等の紹介 (26年度～29年度)

目標 ④働き方の見直しに資する多様な労働条件を整備するために、従業員一人一人の意識の動向と、会社に対する満足度を、把握・分析する

<対策>

- ・ E S 調査（従業員満足度調査）を1回以上実施する
- ・ 調査結果を現場責任者へ情報提供する